

令和6年度田原本町低所得者支援給付金のご案内

物価高の影響を踏まえ、低所得世帯を支援するため、令和6年度に新たに住民税非課税あるいは均等割のみ課税となった世帯に対して、低所得者支援給付金を支給します。



支給対象

令和6年6月3日(基準日)に田原本町に住民登録があり、

- 新たに令和6年度住民税均等割非課税者のみ(非課税世帯)
- 新たに令和6年度住民税所得割(定額減税前)非課税者のみ(均等割のみ課税世帯) となった世帯

※令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)・令和5年度総合経済対策臨時特別給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円)の支給対象であった世帯は、本給付金の対象外となります。

給付金の支給額

1世帯あたり
10万円

同一世帯に18歳以下
(平成18年4月2日生まれ以降)の
児童がいる世帯については、

- 例1) 60歳、50歳、20歳の3人世帯
→10万円を支給
- 例2) 40歳、35歳、10歳の3人世帯
→15万円を支給
- 例3) 40歳、35歳、5歳、0歳の4人世帯
→20万円を支給

※本給付は差押禁止等及び非課税の対象となります。

1世帯あたり
5万円×対象児童の人数
(こども加算)

- 同一世帯の扶養する児童1人につき5万円が加算されます。
- 基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童は、申請によりこども加算の対象となります。

※該当する場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

受給には手続きが必要です

申請期限 令和6年9月30日(月)(必着)

支給手続き

対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書(または申請書)が届きます。

同封の記入例を参考に、確認書(または申請書)を完成させて返信用封筒にて
返信してください。

- 確認書に支給口座の記載がある方は、口座の情報に誤りがないかご確認ください。
- 確認書の支給口座欄が空欄の方・申請書の方は、振込を希望する口座の情報を記入し、
 - ・通帳見開きやキャッシュカードのコピー
 - ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)のコピーを添付してください。
- 令和6年1月1日時点で田原本町に住民票がなかった方は、令和6年1月1日時点の住所地で取得した課税(非課税)証明書のコピーを添付してください。(申請書の場合)

その他、確認事項にチェックしているか、必要な書類がすべて揃っているかを確認して、役場へ提出してください。

<注意>

次の場合は給付対象外となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

- 令和6年6月以降に、令和6年度の市町村民税に係る修正申告を行い、市町村民税所得割が課税となった人がいる世帯
- 世帯の全員が、住民税均等割課税者に扶養されている世帯
- 既に他市町村等で同様の給付金を受け取られた世帯



給付金の支給時期

確認書(または申請書)を町が受理した日から約2週間後が目安です。



臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
ご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金・定額減税について、内閣府や内閣官房から電子メールで案内することはありません。そのようなメールは情報の詐取などを目的としたものと考えられますのでご注意ください。

お問い合わせ

田原本町臨時特別給付金事業実施本部



0744-47-4007

受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)